

株式会社グリーンパワーインベストメント「(仮称) ウィンドファーム八森山 計画段階
環境配慮書」に対する意見について

令和2年10月28日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称) ウィンドファーム八森山 計画段階環境配慮書」について、株式会社グリーンパワーインベストメントに対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所：宮城県加美郡色麻町、加美町
- ・原動力の種類：風力(陸上)
- ・出 力：最大60,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和2年 8月 4日
環境大臣意見受理	令和2年10月16日
経済産業大臣意見	令和2年10月28日

問合せ先:電力安全課 沼田、須之内、野田
電話03-3501-1742(直通)

株式会社グリーンパワーインベストメント「(仮称) ウィンドファーム八森山 計画段階環境
配慮書」に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域等の設定

ア 対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、関係機関との調整を踏まえた上で、現地調査を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

イ 宮城県は、環境省の委託事業である「風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業」により、関係者間で協議しながら、環境保全、事業性及び社会的調整に係る情報を重ね合わせた上で総合的に評価したゾーニングを行い、『「風力発電導入に係る県全域ゾーニングマップ」の策定について』(平成 30 年5月宮城県。以下「ゾーニングマップ」という。)を公表しており、その中でゾーニングエリアとして、「保護優先・地形障害エリア(関係法令や地形的要因の制約が強く、保護を優先すべき又は立地困難なエリア)」、「配慮・調整エリア(立地にあたって、関係法令や社会的な配慮・調整が必要なエリア)」及び「導入可能性エリア(一定程度の面積が確保されており、導入可能性を有しているエリア)」が示されており、本事業の事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)には、宮城県のゾーニングマップにおける「保護優先・地形障害エリア」が存在している。このため、宮城県のゾーニングエリアの区分の根拠を確認し、その趣旨をよく理解した上で、宮城県等の関係機関と調整を行い、対象事業実施区域等を適切に設定し、本事業の実施による重大な影響を回避又は極力低減すること。

(2) 累積的な影響

想定区域の周辺においては、他の事業者による複数の風力発電所が環境影響評価手続中であることから、本事業とこれらの風力発電所による累積的な影響が懸念される。このため、既存の風力発電設備等に対するこれまでの調査等から明らかになっている情報の収

集、環境影響評価図書等の公開情報の収集、他の事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(3)事業計画の見直し

上記のほか、2.により、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(4)環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1)風車の影に係る影響

想定区域の周辺には、複数の住居が存在しており、稼働時における風車の影による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2)鳥類に対する影響

想定区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づく国内希少野生動植物種に指定されているクマタカやサシバ等の希少猛禽類の生息が確認されていることから、風力発電設備への衝突事故及び移動の阻害等による影響が懸念される。また、想定区域及びその周辺は、サシバ、ノスリ等の猛禽類やガン類の主要な渡り経路及びハクチョウ類の越冬期の集結地となっている可能性があることから、これら渡り鳥への影響も懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に対する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極

力低減すること。

(3) 景観に対する影響

想定区域の周辺には、宮城県の県立自然公園条例(昭和 34 年宮城県条例第 20 号)に基づき指定された船形連峰県立自然公園の第3種特別地域が存在し、同公園の利用施設計画に位置づけられている「白沼休憩所」、「長沼園地」等の眺望点が存在していることから、本事業の実施により、これらの主要な眺望点からの眺望景観への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュ等を作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、重要な眺望景観について、当該公園及び施設の管理者、地方公共団体その他の関係機関、地域住民等の意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。